

(公印・契印省略)

総基料第 239 号
令和 4 年 11 月 25 日東日本電信電話株式会社
代表取締役社長 澁谷 直樹 殿総務省総合通信基盤局長
竹村 晃一

基礎的電気通信役務の提供に関し講ずべき措置について（要請）

令和 4 年 9 月 26 日付け諮問第 3154 号により情報通信行政・郵政行政審議会に諮問した「電気通信事業法第 109 条第 1 項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第 110 条第 2 項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可」については、別紙のとおり答申（令和 4 年 11 月 25 日付け情郵審第 25 号）されたところである。

これに際し、貴社宛て「基礎的電気通信役務の提供に関し講ずべき措置について（指導）」（平成 18 年 11 月 22 日付け総基料第 255 号）を変更し、貴社に対し下記に掲げる事項を実施するよう要請する。

記

1 基礎的電気通信役務の提供に係る経営効率化の推進

- (1) 毎年度の交付金の算定は、貴社において、設備利用部門の費用について約 7% の経営効率化を行うことを前提としており、貴社が基礎的電気通信役務の提供において当該効率化を達成することが重要である。

平成 19 年度以降、貴社が毎年度約 7% の効率化を継続して達成したことは、貴社において設備利用部門の経営効率化が定着したと考えられること、また、貴社が電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）第 40 条の 5 により提出する基礎的電気通信責務収支表に基づき確認可能であることを踏まえ、令和 5 年度から総務省への報告は不要とする。

- (2) ただし、令和 5 年度以降も、年度毎の経営効率化の実績及び取組内容については、市場環境の変化や競争の進展等が基礎的電気通信役務収支に及ぼす影響の分析と併せて、ホームページ等で公表すること。
- (3) また、上記 (2) の効率化が図られないことが想定される場合には、その状況について報告すること。

2 利用者利益の最大化に向けた料金体系の継続的検討

基本料体系を具体的にどのように見直すかについては、原則として貴社の経営判断に委ねられるべきであるが、IP 化の進展などの市場構造の変化を踏まえた基本料体系の在り方について検討を継続し、当該検討の結果、基本料体系を見直す場合には、速やかに報告するとともに、これを公表すること。

3 ユニバーサルサービス制度に係る利用者への情報提供の徹底

ユニバーサルサービス制度が国民利用者の利益に深く関係するものであることに鑑み、引き続き積極的に制度の概要等について周知・広報を行うとともに、利用者等からの照会対応を適切に行うなど、利用者への情報提供を徹底すること。

以上